

生徒心得

徳島県立みなと高等学園

〒773-0015 小松島市中田町新開 28-1

TEL 0885-34-9100 FAX 0885-34-9111

令和5年度版

みなと高等学園生の心得

充実した学校生活を過ごすためには、みなと高等学園生としての自覚、責任、誇りをもち、何事にも自主的・意欲的に取り組むことが大切です。そのためには、自ら考え判断できる態度と能力を培うとともに、ルールを守り、集団生活の規律向上に努めましょう

1 学校教育目標

高等学校段階の発達障がいのある生徒の人権を尊重し、医療、福祉、労働等と連携を図る中で、一人一人の教育的ニーズや個性に応じた教育を行うことにより、心身の健康や集団参加への適応の能力、基礎的・基本的な知識、勤労に対する意欲や技能等を育み、社会的・職業的に自立した心豊かな人間を育成する

2 目指す生徒像と身につけていきたいこと

(1) 心身ともに健康であり、基本的生活習慣が確立した生徒

- ①生活リズム及び情緒の安定を図ること
- ②健康であり、家庭生活や職業生活を営む上での体力を備えること
- ③食事、衣服の着脱、整理・整頓など、基本的生活習慣を確立すること

(2) 集団生活の決まりや礼儀を身につけ、仲間と協力できる生徒

- ①集団生活の決まりや礼儀を重んじる態度を育てること
- ②互いを尊重し、協力し合う態度を育てること
- ③自分の考えや思いを伝え、相手の気持ちを適切に聞き取るコミュニケーション能力を育てること
- ~~④みなと高等学園における「新しい生活様式（スマートライフ）」を守り、安全に気持ちよく生活できるようにすること~~

(3) 学ぶことの意欲と基礎的・基本的な知識・技能を身につけた生徒

- ①「わかる楽しさ」を実感し、学ぶ意欲を高めるとともに、自ら学び考える力を身につけること
- ②これまで十分には習得されなかった知識等を再学習することにより、基礎的・基本的な知識や技能を確実に身につけること
- ③一人一人の個性等に応じた発展的な学習を通して、得意分野に関わる知識・技能をさらに伸ばしていくこと

(4) 勤労に対する意欲や態度、知識、技能を身につけた生徒

- ①事業所見学や短期の就業体験を通して、自己の職業適性を把握すること
- ②校内における継続した作業学習等を通して、勤労に対する意欲や態度、知識や技能を養うこと
- ③事業所における現場実習を通して、職場で求められる多様な実践力を身につけること

(5) 法令等を守る生徒

- ①飲酒・喫煙は絶対にしないこと（未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法）
- ②不健全娯楽場（パチンコ店等）への立ち入りをしないこと（青少年健全育成条例）
- ③薬物乱用をしないこと（覚醒剤取締法、毒物劇物取締法）
- ~~④夜間外出は慎み、午後7時以降の外出は保護者等（注）の同伴によること~~
- ④夜間外出は慎み、午後10時以降の外出は、特別な理由以外は禁止とする
- ~~⑤ゲームセンターやカラオケボックスへは午後6時以降は立ち入らないこと~~
- ⑤ゲームセンターやカラオケボックスへの立ち入りは、16歳未満は午後6時まで、16歳以上は午後8時までとする
- ⑥無断外泊をしないこと
- ⑦その他の法律・条例等についても遵守すること

(6) インターネット・携帯電話を適切に使用する生徒

- ①情報モラルを守り、適切に使用すること
- ②個人情報や著作権・肖像権を侵害しないこと
- ③「出会い系サイト」などの有害サイトへのアクセスは絶対にしないこと
- ④メール・SNS等において、個人情報や個人を誹謗・中傷した書き込みは絶対にしないこと
- ⑤携帯電話は、~~本来学校教育活動には不要なものであるが、~~を持参している生徒については、電源を切るかマナーモード（保留）にし、登校時に担任に預けること 校内での使用は緊急時等、やむを得ない場合のみ担任等の許可を得て使用すること

3 制服について

「服装」や「身だしなみ」を整えることはとても大切なことである おしゃれの基準は「自分」であるが、身だしなみの基準は「社会一般」である 服装や身だしなみが、まわりの人により印象を与えることは、みなさんにとっても「みなと高等学園」にとっても大切なことである

制服は、夏服、冬服を指定し、それぞれの着用には移行期間を設ける 移行期間は気候その他の条件によって弾力的なものとし、その都度指定する

<女 子>

- ・上 衣： 本校指定の制服とする
- ・ブラウス： 本校指定のものとする
ブラウスの下部までださないこと
夏服) 第1ボタンまで外してもよい
- ~~・アングシャツ： 干着は白を原則とする~~
- ・スカート： ヒザ皿の中心からヒザが隠れる長さであること
短くカットして、折り込まないこと
- ・ズ ボ ン： 本校指定の制服とする
すそを引きずらない長さであること
ベルトを着用すること（黒・紺・茶の無地）
- ・リ ボ ン： 冬服) 着用すること
夏服) 着用しなくてもよい
- ・靴 下： 黒・紺・白等、華美でない色のものを着用すること
(ワンポイントの装飾は可)
- ・セーター： ~~上衣のすそからセーターのすそを出さないこと~~
本校指定のものとする

<男 子>

- ・上 衣： 本校指定の制服とする
- ・シ ャ ツ： 本校指定のシャツとする
シャツの下部までださないこと
夏服) 第1ボタンまで外してもよい
- ~~・アングシャツ： 干着は白を原則とする~~
- ・ズ ボ ン： 本校指定の制服とする
すそを引きずらない長さであること
- ・ネクタイ： 冬服) 着用すること
夏服) 着用しなくてもよい
- ・ベ ル ト： 着用すること

黒・紺・茶の無地のものを使用すること

・靴 下： 黒・紺・白等、華美でない色のものとする
(ワンポイントの装飾は可)

・セーター： ~~上衣のすそからセーターのすそを出さないこと~~
本校指定のものとする

< 靴 >

・通 学 靴： スポーツシューズか革靴とし、革靴は黒か茶色とする
(装飾の派手なものやブーツ様式でないもの)

・上 履 き： 本校指定の標準靴を推奨する
(白色の運動靴などであれば可とする)

・体育館シューズ： 本校指定の標準靴とする

~~体育時のグラブシューズは体育科において別に定める~~

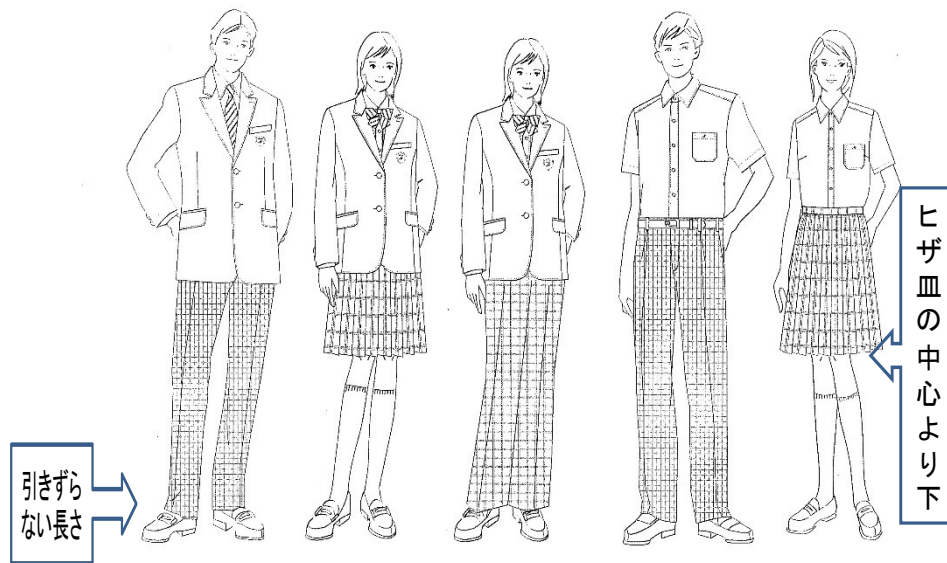
<防寒服> : 通学にふさわしいもの~~(スポーツ用の防寒着も含む)~~で黒・紺・茶など
~~の華美でないもの~~

<通学時の服装について>

通学時はその時期の制服の着用を基本とする。ただし、その日の気温や生徒個々の状況、体調に応じてブレザーを着脱できるものとする

冬 服

夏 服



4 頭髪について

頭髪については、~~次の事項を守り、~~パーマ・染髪・脱色などは行わず、整髪料で髪を固めたりしないなど本校生徒としての品位を保つよう心がけること。違反が著しい場合は、一時帰宅を命じるなどの指導を行うことがある

- ~~①パ マ 染髪 脱色など華美な髪型及び整髪料で髪を固めたりしないこと~~
- ~~②前髪は、自然な状態で目にかからないようにすること~~
- ~~③男子は襟足がブレザーやワイシャツにかからないようにすること~~
- ~~④女子は、髪が肩にかかるようになったら1つか2つに束ね、顔にかかる部分はピンなどで止めて顔にかからないようにすること~~
- ~~③髪止め ヘアピンは黒、髪を束ねるゴム紐は紺 黒 茶の無地のものにする~~
- ~~④エクステ（付け髪）の使用はしないこと（預かります）~~

5 所持品について

化粧・装飾品

健康及び風紀上の理由により、化粧やピアス・指輪・ネックレス等の装飾品を装着しないこと（装着していた場合はその場で預かります）

~~②カバン~~

~~原則として自由であるが、教科書が入る程度の大きさで通学に便利かつふさわしいものであること~~

6 校内生活について

社会生活をするうえで、事前の了解や事後の報告はとても大切なことである 次の事項について、速やかに届出を提出すること

- ①欠席・遅刻…保護者等（注）より学校に連絡をしてもらうこと
- ②遅刻したとき…入室許可願を教頭（職員室）に提出し、認印を受けてから教室に入ること
~~（5分前行動を心がけること）~~
- ③欠課・早退…早退届を担任に提出して許可を受けること
- ④外出…原則として許可しない。特別な場合のみ、担任を通じて生徒指導人権課に許可願を提出し、承認を得て外出すること

7 アルバイトについて

原則として禁止する（特別な事情により許可する場合もあるが、届出を行うこと）

8 通学・交通安全について

- ①通学や学校行事で自転車を利用する生徒は、必ずヘルメットを着用すること
・紛失・盗難の予防のため、ヘルメットは原則として自分で管理すること
- ②自転車については、信号無視、二人乗り、一時停止違反、通行禁止違反、並進、傘さし運転、無灯火運転、携帯電話使用、音楽プレイヤーを聞きながら運転等、悪質・危険な運転をしないこと
- ③自転車通学生は、許可証を所定の位置に貼り、決められた場所に整頓して駐輪し、施錠すること
・駅に自転車を置く場合は、指定の駐輪所に止めること
- ④列車、バス等による通学については、危険な行為をしたり他の利用者の迷惑にならないよう十分気をつけること 定期券の不正使用や無賃乗車等は、絶対にしないこと
- ⑤原動機付自転車による通学は認めない

9 運転免許取得について

- ①原動機付自転車及び自動車の免許取得・運転は原則として禁止する
- ②自動二輪車の免許取得・運転は禁止する
- ③原動機付自転車実技講習及び自動車運転免許取得許可についての必要な条件
 - (ア) 第3学年で就職等の進路先が決定していること
 - (イ) 前期末の成績で、全教科の総合評価が50点以上であること
 - (ウ) 交通関係で指導を受けていないこと
 - ・入校は特別な理由がない場合、冬休み以降とし、授業・行事等を欠席しての入校や、受講は認めない
 - ・原動機付自転車免許取得については、原則として卒業後とする
(実技講習のみ2月以降入校許可、学科試験は卒業後)但し、学校長の判断により、原動機付自転車実技講習又は自動車学校への入校を特別に許可する場合がある
- ④原動機付自転車及び普通自動車運転免許取得許可の際には、保護者等(注)からの願い出により保護者等(注)、本人の面談を実施の上、原動機付自転車運転免許実技講習受講許可願及び普通自動車運転免許取得許可願を提出し学校長の承認を受けること
- ⑤原動機付自転車運転免許取得許可願及び普通自動車運転免許取得許可願にある誓約事項を守ること
- ⑥免許取得の際には免許証の写し並びに運転免許取得届を速やかに提出すること
免許取得後、在学中は車両の運転を禁止とし、免許証は保護者等(注)に預ける
- ⑦普通自動車運転免許取得に必要な県警学科試験の1日を公欠扱いとする

10 特別指導について

上記に掲げる心得を著しく逸脱する行為を行った場合や、下記に挙げられている項目に該当する行為が行われた場合は特別指導の対象となり、その内容によっては退学になることもある

- ①喫煙（同席を含む）・喫煙具の所持
- ②飲酒（同席を含む）・酒類の所持
- ③薬物等の乱用その他の心身の発育の妨げになる行為
- ④万引き・窃盗・詐欺・恐喝・脅迫等法律で禁止されている行為
- ⑤対人暴力・いじめ（インターネット等の書き込みを含む）等
- ⑥授業離脱又は授業妨害・教師への暴言又は暴力行為
- ⑦無免許運転・道路交通法違反・無断免許取得
- ⑧無許可アルバイト
- ⑨交通機関の不正乗車
- ⑩未成年者立入禁止場所への出入り
- ⑪深夜徘徊（午後11時から午前4時まで）
- ⑫火気取り扱い等危険行為
- ⑬校内建造物・器具・備品等を故意に破損する行為
- ⑭考査時の不正行為
- ⑮インターネット・携帯電話を不適切に使用した行為
- ⑯性に関する問題行動
- ⑰その他学校秩序を乱し、本校生徒としての本分に違反した行為

11 預かり指導について

学校生活に不要なものを携帯・使用していた場合は、預かり指導をする。なお、預かり指導をした学校生活に不必要なものは、原則として保護者等（注）へ連絡をした後に本人に返却する

12 諸届・願出について

- ①生徒個人票の内容の変更があった場合、変更事項（転居・保護者等（注）・保証人の異動等）を速やかに申し出ること
- ②集会・ポスターの掲示・広告・放送・宣伝・調査等を行うときは、許可を得ること
- ③紛失物がある場合は内容を申し出ること
- ④その他、次の事項についても、届出・願い出を提出すること
 - ア 交通事故に遭ったとき
 - イ 各種違法行為で補導等されたとき
 - ウ 校外で行われるイベント等へ参加するとき
 - エ 万一、性犯罪や傷害等の被害を受けた場合は、直ちに付近の警察、学級担任又は学校に届出ること

（注）「保護者等」とは、保護者及び成年に達している生徒の修学に要する経費を負担する者をいう

平成 24 年 4 月 1 日	生徒心得発行
平成 25 年 3 月	一部改正
平成 26 年 3 月	一部改正
平成 27 年 3 月	一部改正
平成 27 年 6 月 1 日	一部改正
平成 29 年 3 月	一部改正
令和 4 年 3 月	一部改正
令和 5 年 3 月	一部改正
令和 5 年 6 月	一部改正
令和 5 年 10 月	一部改正